

パートタイマーが社会保険に入らないリスク

会社またはパートタイマーの都合で、社会保険に加入しないケースがあります。しかし、これは双方にとってリスクのある事です。今月は、その具体的なリスクと対策を考えてみます。

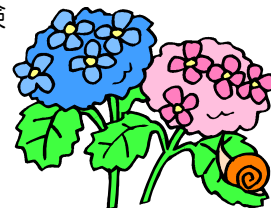
1. 改めて… このようなパートタイマーは社会保険に入らなくてはなりません。

①	目安として、労働時間が社員の3/4以上（1週間30時間）
②	目安として、労働日数が社員の3/4以上

上記の両方に該当する場合、社会保険に加入する義務が生じます。加入を避けるには、この条件のどちらかを外して下さい。つまり、『社会保険に入るか』『勤務時間（日数）を少なくするか』という選択肢になります。

2. 保険料を支払えば、それに対するメリットもあります。（負担あれば給付あり）

目先の負担を嫌い、社会保険に入りたがらない従業員もいます。しかし、保険料を支払えば、・将来、厚生年金がより多くもらえる。・出産時には出産手当金が、病気や怪我などで働けない時は傷病手当金がもらえる、など保険からお金をもらえる、というメリットもあります。



3. それでもパートタイマーが社会保険に入らないとどうなる？

- ① 社会保険事務所の調査が入ると、原則は2年前に遡って社会保険料を支払うことになり、
・対象人数が多いほど金銭的な負担が大きくなる・従業員からも遡って本人分を徴収しなければならない。（個人にとってこの出費は負担が大きく、会社への不満につながりかねない。）
・既に配偶者の扶養家族として健康保険を使っていると、精算をしなければならない。（面倒）

但し、実務では悪質でない限り、2年間も遡る事は少ないです。しかし、会計検査院の調査になると、原則通り2年間遡ります。また、調査は5～6年に1回程度、入ると言われています。

- ② 本人から、「厚生年金が少なくなった」というクレームも起こり得ます。例えば、勤務時は自ら「入りたくない」と言っていたのに、年金をもらい始めると、「パート時代に会社が社会保険の事をきちんと説明してくれなかったので入らなかった。私の年金が少ないのは会社のせいだから差額を補てんせよ」という「モンスター的」な主張もあり得ます。

4. 会社としてのリスク回避・・・雇用契約書で一工夫するなど

3-②のような主張を抑える意味でも、①社会保険に入る法的義務を説明する。②社会保険でもらえるお金の説明もする。③雇用契約書に、「社会保険に加入するため、年金手帳を持って来ること。それまでは手続きができません。」等と明記してボールを従業員に渡す、等の工夫も考えられます。また、1にあるように、入りたくなければ、勤務時間（日数）を少なくするという対策が原則です。